令和８年度　さぬきっとスマイル抽選事業　実施要項

1. 目的

さぬき市内の商業・サービス業等の利用促進を図るとともに、参加事業所への誘客及び売上向上につなげることを目的として、抽選事業を実施する。

2. 実施主体

さぬき市商工会　商業部会およびサービス業部会

3. 実施期間

令和８年12月１日（火）から令和８年12月31日（木）まで

4. 参加事業所

さぬき市商工会商業部会およびサービス業部会が募集する参加事業所とする。

5. 参加費

無料とする。＊ただし、抽選券の追加購入は参加事業所の費用負担が発生する。

6. 抽選券の配布

（1）参加事業所は、実施期間中の会計時に、顧客へ抽選券を配布する。

（2）抽選券は、会計金額500円（税込）ごとに１枚を配布するものとする。ただし１回の会計につき20枚の配布を上限とする。

（3）参加事業所１事業所あたりに無料で配布する抽選券は、2,000枚を上限とする。

（4）無料配布分を超えて抽選券を必要とする場合は、100枚単位で追加購入することができる。追加購入の場合は、抽選券１枚につき１円（税別）とし、参加事業所がさぬき市商工会本所または寒川支所で購入するものとする。

（5）抽選券には通し番号を付し、番号順に顧客へ配布するものとする。実施期間終了後、未配布の抽選券はさぬき市商工会へ返却するものとする。

7. 抽選方法

（1）実施期間終了後、販売促進専門委員会において当選番号を決定する。

（2）当選番号は、参加店の顧客に配布された抽選券の通し番号を対象とし、厳正かつ公平な方法により抽選する。

（3）賞品の内容および当選本数については下記9.に定めるものとする。

さぬき市商工会　商業部会およびサービス業部会

8. 当選番号の周知

当選番号については、以下の方法により周知する。

・さぬき市商工会ホームページ、Instagram、Facebook 等の SNS

・参加事業所およびさぬき市商工会で掲示

・その他、販売促進専門委員会が必要と認める方法

9. 当選賞品

(1) 賞品の内容および当選本数は、以下の内容とする。

1等）1本、10万円相当の賞品　または　10万円分のさぬき市共通商品券

2等）1本、5万円相当の賞品　または　5万円分のさぬき市共通商品券

3等）1本、3万円相当の賞品　または　3万円分のさぬき市共通商品券

4等）10本、さぬき市共通商品券 5,000 円

5等）70本、さぬき市共通商品券 2,000 円

(2) 1等から3等までについては、賞品またはさぬき市共通商品券のいずれかを当選者が選択するものとする。

10. 賞品の引渡し

(1) 当選者は、当選した抽選券を商工会または参加事業所に持参し、当選の確認を受けるものとする。その際、氏名、住所および電話番号を申し出るものとする。

(2) 賞品の受け取り方法等については、当選者に別途案内するものとする。

(3) 指定する期日までに当選の確認や賞品の受け取りがない場合は、当選の権利を失効することがある。

11. 個人情報の取扱い

当選者から取得した氏名、住所、電話番号の個人情報は、本抽選事業の実施および賞品の発送・引渡しに必要な範囲で利用し、その他の目的には利用しない。

12. 事業の周知

・期間中、参加事業所にのぼり、ポスター等を設置し、事業の開催を周知する。

・さぬき市広報への掲載・折り込み等による周知

・さぬき市商工会ホームページ、Instagram、Facebook 等による周知

13. その他

(1) 抽選券の紛失、破損等については、原則として再発行しない。

(2) 抽選券の譲渡、売買等によるトラブルについて、商工会は責任を負わない。

(3) 本要項に定めのない事項については、販売促進専門委員会において協議のうえ決定する。

さぬき市商工会　商業部会およびサービス業部会